

第 1 章 総則

- 第 1 条 名称及び事務所
本会は東海大学付属仰星高等学校同窓会と称し、その事務所を大阪府枚方市桜丘町 6 0-1 東海大学付属仰星高等学校内に置く。
- 第 2 条 目的
本会は会員相互の親睦を図り、母校の発展に寄与することを目的とする。
- 第 3 条 事業
本会はその目的を達成するために、次の事業を行う。
1. 会員の親睦及び向上をはかるための各種行事
2. 母校の後援
3. その他、必要と認める事業

第 2 章 組織及び会員

- 第 4 条 組織
本会は次の会員で組織する。
正会員 東海大学付属仰星高等学校卒業生
準会員 母校在校生徒
特別会員 母校現教職員
客員 母校旧教職員

第 3 章 役員

- 第 5 条 役員
本会に下記の役員をおく。
名誉会長 1名 母校校長
会長 1名 正会員より幹事会にて推薦し、総会で定める。幹事を兼務。
副会長 2名 上に同じ。幹事を兼務。
会計 2名 幹事より 2名選任する。
事務局長 1名 正会員より 1名選任する。幹事を兼務。
事務局次長 2名 正会員より 2名選任する。幹事を兼務。
幹事 正会員より若干名選任する。
委員 卒業年度ごとに若干名選任する。
支部長 幹事の中より、会長が委嘱し、兼任することもできる。
会計監事 1名 母校事務長に委任する。
- 第 6 条 役員の職務
役員の仕事は、次の通りである。
会長は会務を統理し、本会を代表する。
副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはこれを代行する。
会計は、本会の資金の支出入を処理し報告する。
事務局長は、会長を補佐し、本会事業の事務業務を担当する。
事務局次長は、会長及び事務局長を補佐し、事務業務を担当する。
幹事は、会長を補佐し、本会事業の企画運営に参画する。
委員は、イベント実施に係る作業・運営にあたる。
支部長は、各道府県で組織する支部を代表する。
会計監事は、会計事務を監査する。
- 第 7 条 役員の任期
役員の仕事は、就任した年度の定期総会から 2 年とする。但し、再任は妨げない。

第 4 章 機関

第 8 条 機関

本会は次の機関をおく。

1. 総会
2. 幹事会
3. イベント作業部会

第 9 条 総会

本会は2年に1回総会を開き、次の事項を行う。但し、必要に応じて臨時総会を開くことができる。総会議決は出席会員数の過半数以上とする。ただし、役員の設定、会則の改正等については3分の2以上とする。

1. 事業報告
2. 予算決算報告
3. 役員の設定（会長・副会長・会計・事務局長・事務局次長・幹事）
4. 会則の変更
5. その他、必要と認める事項

第 10 条 幹事会

幹事会は、会長、副会長、会計、事務局長、事務局次長、幹事をもって構成する。本会は会長が必要と認めるとき、又は幹事会構成員の3分の1以上から要求されたとき幹事会を開き、次の事項を行う。案件の承認は、幹事会の3分の2以上の同意を得て成立する。

1. 予算及び決算に関する事項
2. 第3条に関する事項
3. その他、本会の運営上重要な事項

第 5 章 会計

第 11 条 会計年度

本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第 12 条 運営費

本会の運営は、入会金・事業収入及びその他（寄付金・貯金利子等）の収入をもってまかなうものとする。

第 13 条 入会金の徴収

入会金は15,000円とし、卒業時に徴収する。但し、入会金の払い戻しはしない。

第 6 章 補則

第 14 条 会計の備える帳簿及び決算

1. 出納簿
2. 収支証憑書綴
3. 会計は、会計年度の終了後速やかに決算書を会長に提出する。
4. その他

第 15 条 資金の保管

会費の徴収は東海大学附属仰星高等学校事務室に委託し、保管は会計が責任を持って行う。

第 16 条 細則

本会会則運営上の細則は、幹事会の議決を経て会長がこれを定める。

附 則

本会会則は、昭和61年3月2日より実施する。

平成4年8月9日改訂
平成19年11月18日改訂
平成23年11月20日改訂
平成25年11月17日改訂
平成27年11月22日改訂